

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	市税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市長は、市税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大東市長

## 公表日

令和7年8月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、市税の収納及び徴収に関する事務を行う。
③システムの名称	口座管理システム、収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーシステム、住登外・宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	納税債権課
②所属長の役職名	納税債権課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大東市役所 総務部 納税債権課（〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL 072-872-2181）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大東市役所 総務部 納税債権課（〒574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 TEL 072-872-2181）
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管</li> <li>・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	北田吉彦	棚本孝	事後	人事異動による
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	棚本孝	坂本明範	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長	納税債権課長	事後	機構改革による
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	納税課	納税債権課	事後	機構改革による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	坂本明範	宮本 靖久	事後	人事異動による
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表の24 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	関連情報 4. 情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	宮本 靖久	前原 隆盛	事後	人事異動による
令和7年8月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	口座管理システム、収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーシステム	口座管理システム、収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーシステム	事後	システム名の整理
令和7年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条第2項第3項	事後	条例改正に伴う変更
令和7年8月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(提供)	事後	新様式の移行に伴う項目の追加
令和7年8月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である		事後	新様式の移行に伴う項目の追加
令和7年8月8日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業(判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	新様式の移行に伴う項目の追加
令和7年8月8日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)		[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	新様式の移行に伴う項目の追加
令和7年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条 【情報提供】 なし	事後	条項の整理
令和7年8月8日	IV リスク対策 9. 監査		[○] 自己点検	事後	新様式の移行に伴う項目の追加